

住之江区運営方針（経営課題1）未来に向けて輝くまちづくり

未来をみすえて地域で育てる環境づくり

	平成 27 年度運営方針（公表済）	平成 28 年度運営方針（公表済）	平成 29 年度運営方針（案）
予算	11,559千円	11,967千円	未定
めざす状態 （3～5年間）	・子育て世代が身近な場所で子育て情報を得て、相談や交流ができ、子育てがしやすいと感じる。	同左	同左
アウトカム （めざす状態の数値化）	・平成 27 年までに「子育てがしやすくなった」と感じる区民の割合 50%以上	・平成 30 年度までに「子育てがしやすくなった」と感じる区民の割合 60%以上	同左
戦略（中期的取組の方向性）	・区民の多様な子育てニーズに対応していくため、区役所での相談窓口の整備を行う。 ・安心して子どもを産み育てたいけるよう、保育所入所枠の拡大等、保育所待機児童の解消を旨とした取組を進める。	・区民の多様な子育てニーズに対応していくため、区役所での相談窓口の整備を行う。 ・安心して子どもを産み育てたいけるよう、保育所入所枠の拡大等、保育所待機児童の解消を旨とした取組を進める。	・安心して子供を産み育てたいけるよう、地域ぐるみで子育てをする環境をつくる。 ・区民の多様な子育てニーズに対応していくため、区役所での相談窓口の整備を行う。
具体的取組内容	子育て世代への相談体制の充実と待機児童の解消 ・子ども・子育て支援新制度により多様化が予測される区民の子育てニーズに応えられるよう、非常勤職員の配置など相談体制の充実を行うとともに、保育・教育施設等との連携による子育て情報の収集を強化し、区民の子育てニーズに即した情報提供を行う。 ・保育所待機児童を解消するため、教育・保育の場を増やす取組を進める。	子育て世代への相談体制の充実と待機児童の解消 ・子ども・子育て支援新制度により保育施設が多様化した中、区民の子育て相談に応えられるように保育コンシェルジュを配置。相談体制を充実し、保育・教育施設等との連携による子育て情報の収集を強化し、区民の子育てニーズに即した情報提供・情報発信を行う。また保育所待機児童を解消するため、教育・保育の場を増やす取組を進める。 子育てマップの発行（年1回） 子育て情報紙「わいわい」の発行（年12回） 子育てマップ・子育て情報紙のホームページにアップ（随時） 地域の子育て情報をフェイスブックにアップ（随時）	子育て世代への相談体制の充実 ・子育ての様々な相談に応えられるよう、保育士・保健師・家庭児童相談員・利用者支援専門員を配置。妊娠期から子育て期にわたる相談支援を実施。 また、子育て情報収集の強化を図り、地域で身近に相談できる主任児童委員や、保育園の案内、区民の子育てニーズに即した情報提供・情報発信を行う。 子育てマップの発行（年1回） 子育て情報紙「わいわい」の発行（年12回） 子育てマップ・子育て情報紙を区ホームページにアップ（随時） 地域の子育て情報をSNSにアップ（随時）
業績目標（中間アウトカム）	子育て世代保護者アンケートで「子育て情報が入手しやすい」、「子育て相談の環境が整っている」に対する肯定的回答 60%以上 平成 28 年 4 月まで保育所待機児童を解消する。 【撤退基準】 ・上記 が 20%未満であれば、事業を再構築する。 ・上記 が 10 人を上回れば、事業を再構築する 子育てがしやすい環境になっていると回答 64.4% 28 年 4 月 1 日待機児童数 8 人 【未達成】	子育て世代保護者アンケートで「子育て情報が入手しやすい」、「子育て相談の環境が整っている」に対する肯定的回答 60%以上 平成 29 年 4 月までに保育所待機児童を解消する。 【撤退基準】 ・上記 が 20%未満であれば、事業を再構築する。 ・上記 が 20 人を上回れば、事業を再構築する	・子育て世代保護者アンケートで「子育て情報が入手しやすい」、「子育て相談の環境が整っている」に対する肯定的回答 60%以上 【撤退基準】 ・上記 が 20%未満であれば、事業を再構築する。

備考

## 住之江区運営方針（経営課題4）幅広い世代が暮らしやすいまちづくり

すべての人が豊かに暮らせるまちづくり

	平成 27 年度運営方針（公表済）	平成 28 年度運営方針（公表済）	平成 29 年度運営方針（案）
予算	6 5 6 千円	6 5 1 千円	未定
めざす状態 （3～5年間）	・プランに基づき各地域及び区全体の様々な地域福祉の課題解決に向けた取組が進められていることを区民が知っている。	・同左	・プランに基づく各地域及び区全体の様々な地域福祉の課題解決に向けた取組に区民が関わり、「地域福祉に関する取組に参加している」と実感できるまち *参加とは、サービスを利用する、提供する、協力する、情報発信する、など何らかの形で意識的に関わっていること
アウトカム （めざす状態の数値化）	・平成 29 年度末までに区民モニターにおいて「プランの内容を知っている」と答える区民の割合 60%	・同左	・平成 31 年度末までに区民モニターにおいて「地域福祉に関する取組に参加していることを実感している」と答える区民の割合 20%以上
戦略（中期的取組の方向性）	・プランに基づき区民、各地域や関係機関などが情報共有することで、地域福祉力の向上をめざす。	・同左	・プランに基づく地域福祉に関する取組について区民と情報共有することで、地域福祉への関心をあげる。
具体的取組内容	<p>プランの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要版の配布や広報紙やホームページといった区の広報媒体の活用による周知を行うとともに、各地域で説明会開催などにより、プランの認知度向上の取組を進める。</li> <li>地域福祉推進大会（年 1 回）を開催し、地域による見守り活動の重要性などを啓発するとともに、各地域活動協議会の活動事例を共有し、「地域で支えあうまちづくり」をめざした各地域の将来像や地域福祉に貢献する事業などについて互いに情報交換を行う場とすることで、地域福祉推進の意識醸成を図る。</li> </ul>	<p>プランの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要版の配布や広報紙やホームページといった区の広報媒体の活用による周知を行うとともに、各地域で説明会やワークショップ等の開催などにより、プランの認知度向上の取組を進める。</li> <li>地域福祉推進大会（年 1 回）を開催し、地域による見守り活動の重要性などを啓発するとともに、各地域活動協議会の活動事例を共有し、「地域で支えあうまちづくり」をめざした各地域の将来像や地域福祉に貢献する事業などについて互いに情報交換を行う場とすることで、地域福祉推進の意識醸成を図る。</li> </ul>	<p>プランの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙やホームページなどの区の広報媒体に拘らず、プランに基づく様々な地域福祉に関わる取組について、将来の担い手となる次世代も含めた、区民に効果的に情報発信していく。</li> <li>プランに基づく様々な地域福祉に関する取組について、各事業主体と連携し、区政会議の意見を参考に、進捗管理するとともに、必要に応じて各事業主体への支援を行う。</li> <li>地域福祉推進にかかるイベント等（年 1 回）を開催し、次世代にもアプローチし「支えを必要とするひとを支えあう」ための地域福祉推進の意識醸成を図る。</li> </ul>
業績目標（中間アウトカム）	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民モニターアンケートにより、「プランを知っている」と答える人の割合 70%以上</li> <li>【撤退基準】30%未満</li> <li>結果 16.5%（未達成）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民モニターアンケートにより、「プランの内容を知っている」と答える人の割合 40%以上</li> <li>【撤退基準】20%未満</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民モニターアンケートにより、「地域福祉に関する取組が行われていることを知っている」と答える人の割合 60%以上</li> <li>【撤退基準】30%未満</li> </ul>

### 備考

今年度の実際の取組にあたっては、29 年度運営方針の趣旨を先取りすることとし、プラン自体の周知ではなく、プランに基づく取組について効果的に情報を発信することに注力していく。

それに伴い、今年度後半に実施予定の区民モニターアンケートでは、運営方針のアウトカムにある「プランの内容を知っている」が否かといったプラン自体の内容の認知度を測るのではなく、「プランに基づく地域福祉に関する取組が行われていることを知っている」といった地域福祉に関わる取組に対する認知度を測定し、集計する。

## 住之江区運営方針（経営課題4）幅広い世代が暮らしやすいまちづくり

平成 27 年度：区をあげた虐待防止の取組推進 平成 28 年度～：区をあげた要援護者の見守りならびに虐待防止の取組推進

	平成 27 年度運営方針（公表済）	平成 28 年度運営方針（公表済）	平成 29 年度運営方針（案）
予算	5,587千円	6,638千円	未定
めざす状態 (3～5年間)	・虐待に関する正しい知識を持っている区民が増え、地域における見守りなど、虐待防止のネットワークが機能している。	・区内各地域で高齢者、障がい者等の要援護者や虐待防止のための見守りネットワークが機能している。	同左
アウトカム (めざす状態の数値化)	平成 27 年度 虐待による死亡事案ゼロ	・平成 30 年度末までに、地域において高齢者、障がい者等の要援護者や虐待防止のための見守り活動が行われていることを知っている区民の割合（区民モニター）が 60% 以上。（28 末：40%、29 末：50%、30 末：60%）	同左 31 末：60%以上をキープ
戦略（中期的取組の方向性）	・区民の方を対象に「虐待防止サポーター」（さざんかりボンス）を養成し、高齢者、障がい者、児童虐待防止に力を発揮することができるしくみを構築する。	・要援護者に対する見守り活動を進めるため、ワークショップや研修等を開催することにより、地域の組織化を図り、福祉コミュニティを形成する。 ・高齢者、障がい者、児童の虐待を未然に防ぐため、虐待に対する正しい知識をもった虐待防止サポーター（愛称：さざんかりボンス）を養成するとともに、既参加者へのフォローアップにより資質向上を図る。	・要援護者に対する見守り活動を進めるため、ワークショップや研修等を開催することにより、地域の組織化を図り、福祉コミュニティを形成する。 ・高齢者、障がい者、児童の虐待を未然に防ぐため、虐待に対する正しい知識をもった虐待防止サポーター（愛称：さざんかりボンス）を養成するとともに、既参加者へのフォローアップにより資質向上を図る。 ・次世代へ向けてアプローチする。
具体的取組内容	「虐待防止あったかネット」プロジェクトの推進 ・虐待防止リーダー、コーディネーターへのフォローアップ研修を行いつつ、平成 25、26 年度に引き続き、虐待の早期発見・防止のため、虐待防止サポーター（愛称：さざんかりボンス）養成研修（14 回）を地域で実施する。 ・ネットワークのすそ野を広げるため、ライフライン事業者などの協力を得て、虐待防止サポーターとして参加を促す。 ・虐待を未然に防ぐ抑止力を高めるために、「虐待防止あったかネット」の認知度向上を図る。	見守りあったかネット事業の推進 ・「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」で整備する要援護者の名簿を各地域へ提供するにあたって、より効果的に地域での見守り活動につなげるため、要援護者の見守り体制構築ないし推進・維持に関わる研修等を各地域の担い手（ネットワーク委員や町会長、社協メンバー、民生委員やボランティアなど）を対象に開催する。（14 回） ・高齢者、障がい者、児童に関する研修等を各地域で開催して虐待防止サポーターの養成やフォローアップを行い、平成 25～27 年度に要請した虐待防止リーダーと連携しながら区内に虐待防止のネットワークを形成・維持する。（14 回） ・見守り活動の推進および虐待防止の要として各地域にコーディネーターを配置。コーディネーターは区社協の見守り相談室とも連携することとし、業務としては見守り活動に携わるボランティアの調整や、地域における要援護者の見守りおよび虐待防止の見守りのための研修等の開催および住民からの相談対応や専門機関へのつなぎなどを行う。	見守りあったかネット事業の推進 ・「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」より効果的に地域での見守り活動につなげるため、地域の実情に合わせて、要援護者の見守り体制構築ないし推進・維持に関わるチームビルディングや運営力アップを中心とした研修等を各地域の担い手（ネットワーク委員や町会長、社協メンバー、民生委員やボランティア、次世代層等）を対象に開催する。 ・高齢者、障がい者、児童に関する研修等を各地域で開催し、将来の担い手となる次世代層も含めた、虐待防止サポーターの養成やフォローアップを行い、平成 25～27 年度に要請した虐待防止リーダーと連携しながら区内に虐待防止のネットワークを形成・維持する。 ・見守り活動の推進および虐待防止の要として各地域にコーディネーターを配置。コーディネーターは区社協の見守り相談室と連携し、見守り活動に携わるボランティアの調整や、地域における要援護者の見守りや、住民からの相談対応や専門機関へのつなぎなどを行う。
業績目標（中間アウトカム）	・区民モニターアンケートで、「虐待防止あったかネット」を知っている区民の割合 50%以上 【撤退基準】 ・上記が 20%未満であれば、事業を再構築する。 区民モニターアンケートにより「虐待防止あったかネットを知っている」と答えた人の割合 26.8%（未達成）	・地域において高齢者、障がい者等の要援護者や虐待防止のための見守り活動が行われていることを知っている区民の割合（区民モニター）が 40%以上 【撤退基準】 ・上記が 20%未満であれば、事業を再構築する。	・地域において高齢者、障がい者等の要援護者や虐待防止のための見守り活動が行われていることを知っている区民の割合（区民モニター）が 50%以上 【撤退基準】 ・上記が 20%未満であれば、事業を再構築する。

住之江区運営方針（経営課題4）幅広い世代が暮らしやすいまちづくり

すこやか住之江の推進

	平成 27 年度運営方針（公表済）	平成 28 年度運営方針（公表済）	平成 29 年度運営方針（案）
予算	8 5 8 千円	8 5 8 千円	未定
めざす状態 （3～5 年間）	・健康の保持増進、生活習慣病予防のため、運動習慣をつけ栄養バランスなど健康に配慮した食生活をしている区民を増やす。	・内臓脂肪症候群や生活習慣病予防・改善のため、日常生活の中で習慣的に体を動かす活動を行い、食生活の改善に取り組む区民を増やす。	・内臓脂肪症候群や生活習慣病予防・改善のため、日常生活の中で習慣的に体を動かす活動を行い、食生活の改善に取り組む区民を増やす。
アウトカム （めざす状態の数値化）	平成 27 年度までに ・ウォーキングなど運動習慣のある区民 4 0 % ・栄養バランスなど健康に配慮した食生活をしている区民 6 0 %	平成 30 年度までに ・40 歳代以上で ・日常生活で体を動かす活動を「特に何も行っていない」区民の割合 10%以下 ・食習慣の改善が必要と思うが実行できない人の割合 1 7 %以下	平成 30 年度までに ・40 歳代以上で ・日常生活で体を動かす活動を「特に何も行っていない」区民の割合 10%以下 ・食習慣の改善が必要と思うが実行できない人の割合 1 7 %以下
戦略（中期的取組の方向性）	・区民に生活習慣病予防のための運動・食生活についての情報・知識を提供し、改善に取り組む動機づけとなるような講座、催しを開催するとともに、運動を継続できるように地域での取り組みを促進する。	・区民に生活習慣病予防・改善のため、特定健診や地域での講座を通じて、日常生活で体を動かす活動を増やすことが有効であることとその方法、実行しやすい食生活改善の方法について指導・啓発を行う。	・区民に生活習慣病予防・改善のため、特定健診や地域での講座を通じて、日常生活で体を動かす活動を増やすことが有効であることとその方法、実行しやすい食生活改善の方法について指導・啓発を行う。
具体的取組内容	すこやか住之江推進事業 ・区内の運動ができる施設や団体、地域の取り組み等の情報を収集した資料を作成し、特定健診、地域健康講座等において生活習慣病予防・改善のために運動が必要な人に提供するとともに、その人に適した運動についての個別指導・相談を行い、運動習慣がつけられるように支援する。（年 4 0 回程度） ・区民ウォーキングサポーターによる中学校区ウォーキングマップを活用したウォーキング会を開催（年 3 回程度） ・幅広い世代で栄養・健康に配慮した食生活を実践できるようクッキング教室や講座、食育展を開催年 1 5 回程度	すこやか住之江推進事業 ・特定健診の際に、体力測定や運動に関するチェック、食事内容の診断などを同時に実施し、アドバイスや情報提供を行う。（年 2 回） ・がん検診など各種健診、講座などの機会に、日常生活で体を動かす活動を増やす方法や、実行しやすい食生活改善方法について、具体的な効果を示した資料を作成し指導・啓発を行う。（年 40 回）	すこやか住之江推進事業 ・特定健診の際に、体力測定や運動に関するチェック、食事内容の診断などを同時に実施し、アドバイスや情報提供を行う。（年 2 回） ・がん検診など各種健診、講座などの機会や、地域に向いて、健康情報を分かりやすく提供し、継続的に健康に対する問題意識を喚起し、日常生活のすきま時間で体を動かすことや実行しやすい食生活改善の大切さの情報提供・指導・啓発を行う。（年 50 回）
業績目標（中間アウトカム）	・健診、講座を活用した運動に関する情報提供・相談・指導参加者 1 0 0 0 名以上 ・ウォーキング会参加者 延べ 2 0 0 名以上 ・栄養関係講座・食育展 2 0 0 名以上 【撤退基準】 ・上記目標を下回れば事業を再構築する。 ウォーキング等運動習慣のある区民 5 2 . 9 % 栄養バランスなど栄養に配慮した食生活している区民 6 9 . 3 %（達成）	・特定健診時に同時に実施する体力測定などの参加者 300 名以上 ・各種健（検）診、講座における指導・啓発活動参加者 1,600 名以上 【撤退基準】 ・上記目標を下回れば事業を再構築する。	・特定健診時に同時に実施する体力測定などの参加者 300 名以上 ・各種健（検）診、講座を活用した情報提供・指導・啓発活動参加者 2,000 名以上 【撤退基準】 ・上記目標を下回れば事業を再構築する。

## 案

## 住之江区運営方針（経営課題4）幅広い世代が暮らしやすいまちづくり

## 介護人材就労コーディネート事業

	平成 27 年度運営方針（公表済）	平成 28 年度運営方針（公表済）	平成 29 年度運営方針（案）
予算		1,920千円	未定
めざす状態 （3～5年間）		・人材不足に悩む介護事業所と、就労意欲のある生活保護受給者等の就労をマッチングするかたちをつくり、マッチング後は、総合就職サポート事業につなぐことにより、区内における介護人材の地産地消ともいふべき、循環の仕組みを立ち上げる。	・人材不足に悩む介護事業所と、就労意欲のある生活保護受給者等の就労をマッチングさせるとともに、総合就職サポート事業と連携することにより、区内における介護人材の地産地消ともいふべき、循環の仕組みを進める。
アウトカム （めざす状態の数値化）		・就労支援のマッチングができた介護事業所へのアンケート調査により、介護人材就労コーディネート事業が、平成 29 年度までに従事者の過不足状況の改善に効果があると肯定的回答割合が 50%以上。	・就労支援のマッチングができた介護事業所へのアンケート調査により、介護人材就労コーディネート事業が、従事者の過不足状況の改善に効果があったとする肯定的回答割合が 50%以上。
戦略（中期的取組の方向性）		・生活保護受給者等においては、就労による自立が求められていることから、区内の介護人材不足と受給者等の就労をマッチングすることにより、生活保護費の低減効果も期待される。 ・平成 28 年度は、まず高齢者を対象とする介護事業所への就労のマッチングを図り、効果を検証したうえで、次年度以降は障がい者支援の事業所、子育て支援の事業所に拡大し、広く社会福祉に関わる事業所への就労につなぐ。	・平成 28 年度の事業効果の検証を踏まえて、事業対象を社会福祉にかかわる事業所に拡大し、広く区内の介護人材不足を緩和する。 ・また、本事業の推進により、生活保護受給者等の就労自立による生活保護費の低減効果も期待される。
具体的取組内容		介護人材育成・就労コーディネート事業 上記の課題を解決するために、総合就職サポート事業を利用する生活保護受給者等の中から介護事業所に就労する可能性のある人材を発掘、育成し、不安要因の解消に向けたアドバイスをするとともに、雇用者側の介護事業所の不安要因を解消するため、区内の介護事業所の状況や介護の仕事に対する知識・経験を有し、また介護事業所に対して、的確なアドバイスができるコーディネート業務を委託する。	・区内の介護事業所への就労を希望あるいは興味を持つ生活保護受給者等に対して、介護事業所の現状、求められる人材、就労にかかる不安の解消、意識の醸成に向けたアドバイスをを行う。また、介護事業所に対して、雇用する上での課題、職場環境、人間関係の要点についてアドバイスをを行い、雇用側の不安材料を解消させる。なお事業実施にあたっては、介護現場の事情に精通するとともに、生活保護受給者等への支援のノウハウを有する法人に対して委託する。
業績目標（中間アウトカム）		平成 28 年度中に 10 名の就労 【撤退基準】 まずは平成 28 年度単年度予算とし、3 名の就労が達成できない場合は撤退する。	平成 29 年度中に 10 名の就労 【撤退基準】 平成 29 年度中に 3 名の就労が達成できない場合は撤退する。